

議 案 第 4 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成22年5月19日に公布され、同日施行されたことから、特に緊急を要すると認め、被保険者に係る賦課総額の算定の特例を平成22年度から平成25年度まで延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

専 決 処 分 書

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月19日

松戸市長 川 井 敏 久

理 由

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、被保険者に係る賦課総額の算定の特例を平成22年度から平成25年度まで延長するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「附則第7条第4項」を「附則第10条第1項」に改める。

第9条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第12条の3第2号中「法第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5」を「法第72条の4」に改める。

第14条第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第19条第1項第1号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「平成19年度から平成21年度まで」を「平成22年度から平成25年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第19条の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。